

公 示 送 達 書

令和 8 年 9 月 1 日

下記の書類は、当 町 税 務 課 収 納 係
いつでもお受け取りください。

に保管してありますから

佐賀県三養基郡上峰町長

武廣 勇平



ページ: 1 / 1

[illegible]

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

AAB0060G (AAB0071F)